京都総合法律事務所メールマガジン 2020年2月号

<おしながき>

- 【1】ビジネスニュースランキング
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都 総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月 1 回 発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

http://kyotosogo-law.com/

【1】ビジネスニュースランキング

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野﨑隆史 が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。 2020 年は趣向を変え、ランキング方式でお届けします。

★新型コロナ対策★

政府が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発表しました。 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf

事業者に関するものとしては、

- ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
- ・発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨
- ・テレワークや時差出勤の推進
- ・イベント等のを主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等 を踏まえ、開催の必要性を改めて検討する が示されています。

また、日常生活では、

- ・正しい手洗い
- ・3つの咳エチケット
- ・正しいマスクの着用

を励行してください。

お手洗いのドアもしくは洗面台の近くにこちらのポスターを設置することから始めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf

私達はとにかく生き残らねばなりません。

後から振り返って「あの時は騒ぎ過ぎだった」と言えるよう、今は最大の危機管理対応を実施しましょう。

◆第 10 位◆

日弁連が、

- ・中小企業のためのコンプライアンス・チェックシート
- ・事業承継トラブル・チェックシート【現経営者向け】
- ・事業承継トラブル・チェックシート【後継者向け】

を公表しました。

弁護士が、日々、企業・個人事業者のみなさまから相談を受け、法的トラブルを解決してい くものには、「もっと早く弁護士が関与していれば、こんな法的トラブルに巻き込まれるこ とはなかったのではないか」との感想を抱くことが少なくありません。

ぜひこれらのチェックシートをご利用してください。

https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2020/200127.html

◆第9位◆

英国・E U間で離脱協定が締結され、2020年1月31日(金)をもって英国はE Uから離脱しました。

離脱後、一定の期間、日本を含む第三国とEUとの間で締結している国際約束を含む EU法 が英国に適用されます。

移行期間中、日本に輸入される英国産品については、日EU・EPAに基づく税率の適用対象となります。

同様に、同期間中に英国に輸入される日本産品についても、日EU・EPAに基づく税率の 適用対象となります。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/brexit-tariff-announcement3.htm

◆第8位◆

「マリカー」、「maricar」等の表示の営業上の使用行為及び「マリオ」等のキャラクターのコスチュームを貸与する行為等について、5000万円の損害賠償と不正競争行為の差止等が命じられました。

https://www.nintendo.co.jp/corporate/release/2020/200129.html

当事務所では、

・模倣品対策

日時:10月15日(木)16時~18時

講師:弁護士・弁理士 拾井美香

を実施します(さすがにこの頃にはコロナが収まっていますよね)。

◆第7位◆

令和元年 12 月 4 日、知的財産高等裁判所が、

○ アクセスポートおよびその識別方法に関し、「刊行物に記載された発明」(特許法29条1項3号)の認定に当たり、特定の刊行物の記載事項とこれとは別個独立の刊行物の記載事項を組み合わせて認定することは、新規性の判断に進歩性の判断を持ち込むことに等しく、新規性と進歩性とを分けて判断する構造を採用している特許法の趣旨に反し、原則として許されない。

との判断を示しました。http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5274

◆第6位◆

令和元年12月26日、知的財産高等裁判所が、

- 2羽のペンギンを撮影した1枚の写真の著作物について、被写体のペンギンを1羽ずつ 複製及び公衆送信した各行為について、各ペンギンの写真に独立した著作物性を 認めて2個の著作権侵害を認定した上で、著作権法114条3項の損害額の算定において は、上記各行為を全体としてみれば1個の著作物を1回利用したものと評価する ことができる。
- 著作権等侵害訴訟に先立ち被告を特定するためにされた仮処分申立事件において、仮処

分申立事件に係る弁護士費用のうち裁判所に提出する書類の訳文に係る翻訳料相 当分は不法行為と相当因果関係がある損害ではない。

との判断を示しました。

http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5289

当事務所では、

・経営者が知っておきたい著作権

日時:6月25日(木)16時~18時

講師:弁護士・弁理士 拾井美香

http://kyotosogo-law.com/ceoseminar/

を実施します(コロナが収まっていますように…)。

◆第5位◆

特許庁が、商標審査について、早期権利化の要望、事業計画を立てやすい審査の実現のため、 ファストトラック審査の運用を変更します。

これにより、審査期間を出願から約6か月に変更されます。

通常案件に係る一次審査通知までの期間は平均12か月程度ですので、約6か月以上早く審査されることになります。

担当審査室や通常案件の進捗によらず一次審査通知までの期間が予測できるため、事業計 画が立てやすくなる効果が期待されます。

ファストトラック審査の対象案件(審査負担の少ない案件)が増加することにより、全体として審査処理の促進が期待されます。

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast-change20200201.html

◆第 4 位◆

経産省が、ひとりでがんばる知財担当者のためのお助けサイトを開設しました 特許庁から送付される「拒絶理由通知書」や「登録査定」に対して、次に何をすれば良いか が案内されています。

https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200114002/202001014002.html

◆第3位◆

令和2年4月1日から施行される民法により新設される 「保証意思宣明公正証書」の作成 手続きが令和2年3月1日から実施されます。 日本公証人連合会 HP に、

Q1.民法の改正により、事業用融資の保証について、公証人が保証人になろうとする者の意思を確認する手続が新設されたそうですが、どのようなものですか。

等の質問に対する回答が示されています。

http://www.koshonin.gr.jp/business/b03_2

◆第2位◆

連合が「ハラスメント対策関連法を職場に活かす取り組みガイドライン」を示しました。 雇用管理上の措置(防止措置)として、次の10項目が挙げられています。

- ① 職場におけるハラスメントの内容および職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ② 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針および対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。③ 相談への対応のための窓口(相談窓口)をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ④ 相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。
- ⑤ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥ 職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を 受けた労働者(被害者)に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ⑦ 職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する 措置を適正に行うこと。
- ⑧ 改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。
- ⑨ 職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応または当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。
- ⑩ 労働者が職場におけるハラスメントに関し相談をしたこともしくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったことまたは調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/news_detail.php?id=1561

◆第1位◆

厚労省が、新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)を公表しました。 たとえば、

問1 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

問2 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのように すべきですか。

問3 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。 と言った質問に対する厚生労働省の考え方が示されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007. html

【2】セミナー案内

2020年も各弁護士の専門性を活かした中心にセミナーを実施します。 ぜひご期待ください。

① カスタマーハラスメント対応

日時:4月16日(木)16時~18時

講師:弁護士 野﨑隆史

※現在、Web 配信も含めて実施方法を検討中です。

② 団体交渉・労働組合対応

日時:5月13日(水)16時~18時

講師:弁護士 伊山正和

http://kyotosogo-law.com/roudoumonndaiseminar/

③ 経営者が知っておきたい著作権

日時:6月25日(木)16時~18時

講師:弁護士・弁理士 拾井美香

http://kyotosogo-law.com/ceoseminar/

④ 問題社員対応

日時:7月9日(木)16時~18時 7月14日(火)16時~18時 8月19日 (水) 16時~18時

講師:弁護士 伊山正和 ※いずれも同じ内容です。

⑤ 広告規制対応

日時:9月15日(火)16時~18時

講師:弁護士 野﨑隆史

⑥ 模倣品対策

日時:10月15日(木)16時~18時

講師:弁護士・弁理士 拾井美香

⑦ 重要判例研究 2020

日時:11月11日(水)16時~18時

講師:弁護士 野﨑隆史

参加費は各回とも 2,000 円です(顧問先様は 2 名様まで無料)。 セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

http://kyotosogo-law.com/inform/

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.6 を発行しました。

- ・5年前の残業代の請求を受ける時代の到来(前半)
- ・管理費等の滞納者に対する弁護士費用の請求
- · 宇奈月温泉事件
- ・2020 年 労働問題セミナー・企業法務セミナー 開催スケジュール 添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは・・・

http://kyotosogo-law.com/category/letter/

【編集後記】

2020年2月号、いかがでしたでしょうか?

今月はとにかく一面コロナですね。

そのような中でも事業活動を完全に停止することは困難を極めますので、工夫しながら進めていくしかありません。

コロナに向けた事業活動の基本は、とにかくリスク管理と防衛だと考えます。

罹らないだろうという希望的観測を前提にした事業活動は、万一の際に一気に崩れるリス クがあります。

経営者には、自分も含めて誰かが罹患することを前提にし、そうなっても大丈夫な職場環境を整える役割があります。

これは経営者にしかできないことです。

今こそ生き延びるために働き方を改革しましょう。

大きな痛手を負っても、生き延びればまた立ち上がれます。

とにかく生き延びるために何をすべきかを考え、そして、実践してください。

もう一度冒頭の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を繰り返しておきます。

- ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
- ・発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨
- ・テレワークや時差出勤の推進
- ・イベント等のを主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等 を踏まえ、開催の必要性を改めて検討する

明確な症状は無いものの感染リスクのある従業員を休ませたいがどうすれば良いか等、 様々なお悩みがあると思います。

緊急事態ですので、無料相談にも対応したいと考えております。 ぜひ私達にご相談ください。

ともに助け合って生き延びましょう。

最後にちょっとだけ F-1 を(誰が興味あんねんという声が聞こえてきそうですが…笑)。 F-1 のプレシーズンテストでメルセデスが DAS を披露しました。

これは、ステアリングホイールを前後に動かすことで、フロントタイヤのトゥ角を調整するデバイスです。

合法か違法かの議論とともに、技術の進化にワクワクしますね。 私達も法律を駆使して依頼者の利益の最大化を図ります。 (弁護士 野﨑隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に名刺交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。 ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

http://kyotosogo-law.com/inform/ 今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

http://kyotosogo-law.com